

第72号議案

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月1日提出

加東市長 岩根正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年加東市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のよう改める。

改 正 前		改 正 後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
学校医	1校当たり 年額 <u>223,000円+489</u> 1人の場合 円×児童生徒数	学校医	1校当たり 年額 <u>229,000円+489</u> 1人の場合 円×児童生徒数
	1校当たり 年額 <u>223,000円+489</u>		1校当たり 年額 <u>229,000円+489</u>

		2人以上の場合 円×児童生徒数×7／10			2人以上の場合 円×児童生徒数×7／10
学校歯科医	1校当たり	年額 <u>176,000円+489</u>	学校歯科医	1校当たり	年額 <u>181,000円+489</u>
	1人の場合	円×児童生徒数		1人の場合	円×児童生徒数
	1校当たり	年額 <u>176,000円+489</u>		1校当たり	年額 <u>181,000円+489</u>
	2人以上の場合	円×児童生徒数×7／10		2人以上の場合	円×児童生徒数×7／10
学校薬剤師	年額 <u>154,000円</u>		学校薬剤師	年額 <u>158,000円</u>	
[略]	[略]		[略]	[略]	
備考 [略]		備考 [略]			

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 第72号議案 要旨

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

加東市立小学校、中学校、義務教育学校又はこども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とするため、所要の改正を行うものである。

### 2 改正内容

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬の額を改めること。（別表関係）

### 3 施行期日 令和8年4月1日